

西東京市の公共施設を利用する際の

「ルール見直し」についてのお知らせです

～10月16日の施設利用から一部の施設で見直しとなります～

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、市内公共施設の利用定員の制限や施設利用の際の注意事項をまとめた基準に基づき、施設をご利用いただいております。

市民の皆様におかれましては、ご不便をおかけしておりますが、引き続きのご協力をお願いいたします。

このたび、国の各種ガイドラインの見直し等を踏まえ、基準の内容を一部見直すことといたしましたので、お知らせします。

●見直しのポイント（その1）

これまで多くの施設では、各施設の利用可能定員の5割程度での施設利用をお願いしてまいりましたが、今後は、感染防止対策をしっかりと行うことを条件に、従来の利用可能定員までの利用を認めることとなります。

例 ・施設利用定員 10人

・これまでの制限期間中 5人程度

・**基準の見直し後 10人（定員上限までの利用が可能になります）**

※ ただし、換気施設が十分でない、窓がない、2メートル（最低1メートル）の距離を保つことができないなどの施設の特性や催し物等の利用する内容によっては、引き続き、定員の制限をしています。

●見直しのポイント（その2）

施設利用の際における利用者同士の「身体的距離の確保」について、これまでできる限り2メートル（最低1メートル）の距離を保つことが利用の際の条件となっていました。

今回の見直しでは、距離に関しての変更はございませんが、マスクの着用等の感染対策を講じた上での音楽鑑賞など、飛沫感染等のリスクが少ない施設利用に関しては、2メートル（最低1メートル）の距離の確保は求めないものとしています。

※ ただし、利用施設のスペースや換気の状態あるいは利用する内容によっては、身体的距離の確保をお願いする場合があります。

◆ 利用する施設ごとに基準などのルールを設けている場合がありますので、ご利用前にお確かめください。

「新しい生活様式」における西東京市公共施設（貸館等）利用基準

令和2年5月26日

(令和2年6月18日 一部更新)

(令和2年10月16日 一部更新)

1 本基準の内容

この内容は、新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を踏まえ、新型コロナウイルスを想定し示された「新しい生活様式」を参考に、本市における公共施設（貸館等）利用の基準を示すものである。

2 共通事項

公共施設の貸館及び屋外施設の利用に際し、密閉空間（換気の悪い密閉空間）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声）をできるだけ回避することを前提に、再開時の感染症の状況及び各施設特性にあわせ、次の項目を遵守の上、各施設の利用ができるものとする。

- (1) 外気を取り込めない施設については、引き続き、施設利用を認めない(窓がない又は換気をする事ができない施設)。

※参考「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（令和2年4月3日 厚生労働省）

- (2) 施設利用定員については、感染防止対策を総合的に講じていることを条件に、利用定員の制限をせずに利用することを可能とする。ただし、各施設の特性又は催し物等の施設利用の内容により、それぞれ施設管理者が定めた人数とすることが出来る。

- (3) 施設利用における「身体的距離の確保」の基準は、施設利用者同士が、できる限り2メートル（最低1メートル）の距離を確保できることを条件とし、この条件が困難な場合は施設利用を認めないものとする。ただし、マスク着用の上、発声等を抑制した施設利用については、この限りでない。

- (4) その他、施設利用に当たり、利用者が遵守すべき事項は、以下のとおりとする。

ア 施設利用者は、あらかじめ自宅等において検温等により体調の確認を行うこと（発熱や、風邪の症状、体調不良の場合は、利用を見送ること。）。

イ 施設利用者は、マスクの着用のほか、咳エチケット、手洗い・手指消毒を徹底すること。

ウ 運動・スポーツ中のマスクの着用は、施設利用者等の判断によるものとするが、それ以外の場合にあつては、マスクの着用を行うこと（受付時や休憩中等、運動・スポーツ中以外の場合）。

エ 団体利用に係る施設利用の代表者は、団体利用者全員の氏名及び連絡先を把

握すること（施設利用当日から1か月程度の間、施設利用者を把握しておくこととし、万が一、当該利用者又は他の施設利用者において感染症の発生等があった際には保健所等の公的機関に提供し、必要な調査に協力すること。）。

オ 施設利用者は、当該施設の利用が終了した後、可能な範囲で利用箇所の消毒作業を行うこと（施設備付け器具等を使用した場合は、消毒の上、返却すること。）。

また、施設利用の後、速やかに退出することとし、施設管理者が行う換気作業時間の確保に協力すること。

3 各施設における利用細目

上記2に掲げるもの以外の細目については、各施設管理者が別に定めるものとする。

4 指定管理者が管理している施設の取扱い

指定管理者が管理している施設については、この基準を参考に市と指定管理者の協議において、別に定めるものとする。

5 基準の見直し

この基準は、感染症の流行状況等を勘案し、その状況により、適宜見直すものとする。

6 適用日

この基準は、令和2年5月26日から適用する。